

環境学習 E07 :「SDGs目標2と目標3の学習」

(国連広報センター『前文』、外務省『JAPAN SDGs Action Platform』、内閣官房外務省『自発的国家レビュー(VNR)2021年6月』を元に作成)・(補足情報:日本は今年7月、4年ぶりにVNR2025を国連に提出。)

1. SDGs【目標2】:「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び影響改善を実現し、持続可能な農業を促進する」

(1)<目標2の8つのターゲット>

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
- 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。



次に、【目標2】の進捗評価測定基準としている「グローバル指標」をみてみましょう。

(2)<「8つのターゲット」の進捗評価測定基準とする「13のグローバル指標」>

- 2.1.1 栄養不足蔓延率(PoU)
- 2.1.2 食料不安の経験尺度(FIES)に基づく、中程度又は重要な食料不安の蔓延度
- 2.2.1 5歳未満の子供の発育阻害の蔓延度(WHO 子供成長基準で、年齢に対する身長が中央値から標準偏差値-2未満)
- 2.2.2 5歳未満の子供の栄養不良の蔓延度(WHO の子供成長基準で、身長に対する体重が、中央値から標準偏差+2超又は-2未満)(タイプ別(やせ及び肥満))
- 2.3.1 農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたりの生産額
- 2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入(性別、先住民、非先住民別)
- 2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合
- 2.5.1 中期又は長期保存施設に保存されている食料及び農業のための植物及び動物の遺伝資源の数
- 2.5.2 絶滅の危機にある、絶滅の危機にはない、又は、不明というレベルごとに分類された在来種の割合
- 2.a.1 政府支出における農業指向指数
- 2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ(ODA 及び他の公的支援の流れ)

2.b.1 農業輸出補助金

2.c.1 食料価格の変動指数(IFPA)

2. [2021年VNR「目標2」の進捗状況・政府評価](一部のみを紹介)

(環境省・環境白書 平成17年(2017)評価をもとに作成)

現状は重要な課題がある。

日本の単位面積当たりの化学肥料使用量は高く、水質汚染を引き起こしたり、その他、環境に悪影響を与える問題がある。

3. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2023年版特別版・「目標2」の進捗評価報告]

「飢餓ゼロの目標は、危機に瀕しています。2000年以降、ほとんど、あるいは、まったく進んでいない状況です。世界を生徒40人の教室と考えると、その日食べる物がなく、明日以降も食べ物を得られるかわからない状態の人が4人もいます。世界全体で6億人以上が2030年に餓死に直面すると予測。」

【目標3】

1. SDGs【目標3】:「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」

(1)目標3の13のターゲット

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保険サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・ガバレッジ(UHC)を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疫病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染症及び非感染症のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



次に、進捗評価測定基準としている「グローバル指標」を学習しましょう。

(2)「目標3の13のターゲット」の進捗評価測定基準とする「27のグローバル指標」

- 3.1.1 妊産婦死亡率
- 3.1.2 専門技能者の立ち合いの下での出産の割合
- 3.2.1 5歳未満の死亡率
- 3.2.2 新生児死亡率
- 3.3.1 非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数(性別、年齢別及び主要層別)
- 3.3.2 10 万人当たりの結核感染者数
- 3.3.3 1,000 人当たりのマラリア感染者数
- 3.3.4 10万人あたりの B 型肝炎感染者数
- 3.3.5 「顧みられない熱帯症」(NTDs)に対して介入を必要としている人々の数
- 3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率
- 3.4.2 自殺率
- 3.5.1 物質使用障害に対する治療介入(薬理的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス)の適用範囲。
- 3.5.2 1年間(暦年)の純アルコール量における、(15歳以上の)1人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用。
- 3.6.1 道路交通事故による死亡率
- 3.7.1 近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢(15～19 歳)にある女性の割合
- 3.7.2 女性 1,000 人当たりの青年期(10～14 歳、15～19 歳)の出生率
- 3.8.1 必要不可欠な保健サービスのカバー率(一般及び最も不利な立場の人々についての生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、感染性疾患、非感染性疾患、サービス能力とアクセスを含む追跡可能な介入を基にした必要不可欠なサービスの平均的なカバー率と定義)
- 3.8.2 家計の支出又は所得に占める健康関連支出が大きい人口の割合
- 3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率
- 3.9.2 安全ではない水、安全ではない公衆衛生及び衛生知識不足(安全ではない WASH(基本的な水と衛生にさらされていること)による死亡率
- 3.9.3 意図的でない汚染による死亡率
- 3.a.1 15歳以上の現在の喫煙率(年齢調整されたもの)
- 3.b.1 各国の国家計画に含まれる全てのワクチンによってカバーされている対象人口の割合
- 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値
- 3.b.3 持続可能な水準で、関連必須医薬品のコアセットが入手可能かつその価格が手頃である保健施設の割合
- 3.c.1 医療従事者の密度と分布
- 3.d.1 国際健康規則(IHR)キャパシティと健康機器への備え

2. [2021年VNR「目標3」の進捗状況・政府評価] (一部のみを紹介)

(政府評価をもとに作成)

現状は課題があると評価している。

健康格差については改善がみられるものの、現在は体の健康だけでなく、心の健康も課題になっている。

3. [国連:持続可能な開発目標(SDGs)報告書2023年版特別版・「目標3」の進捗評価報告]

「2021年に2500万人の子どもが重要な予防接種を受けられませんでした。2019年と比べ、600万人増加しました。」

さて、SDGs 目標2と目標3の詳細学習は終了ですが、国連の進捗評価で「飢餓ゼロの目標は危機に瀕して

いる」、という問題を、「難民問題」の視点から学習してみましょう。

難民問題を支援している国連 UNHCR 協会の推計によると、2024年末、迫害・紛争・暴力・人権侵害などにより、住んでいた地を追われた人の数は1億2320万人に達した、と公開された。前年よりも700万人増えている、という。現在、ほぼ日本の総人口にあたる人数の難民がいる、という現状を知ること、国連のいう、「飢餓ゼロの目標は危機に瀕している。」の意味を理解することができます。国連の定義は、難民とは、「十分な理由のある迫害の恐怖のために、自国を離れ、他国に逃れ、その国の保護を受けることができない、またはそれを望まない人々」、としている。

難民となった人は、紛争や災害などがなければ、本来、住んでいた地で生活していた人々、家を強制的に追われ、収入の道はなくなり、衣食住にたちまち困ってしまうことになる。今日においても、残念ながら紛争は無くならず、これに気候変動による災害が加わり、難民や避難民が、年々増える傾向にある。

事例としては、

- ・スーダン(アフリカ) : 2023年に首都ハルツームでスーダン軍と準軍事組織「支援部隊」の武力衝突が発生、エスカレートし、他の都市へも急拡大、何百万人もが避難を強いられ、世界最大規模の人道危機を引き起こしている。国内避難民910万人。
- ・ミャンマー(東南アジア) : 2021年軍事クーデター後、内戦が続き、2023年に戦闘が激化、多くの人が避難、国内避難総数は333万人以上。
- ・アフガニスタン(南アジアと中央アジアにまたがる地域) : アフガン難民640万人
- ・ウクライナ(東ヨーロッパ) : ロシアとの戦争前の人口推定6分の1が国外へ流出。2024年5月時点で、国内外で推定1000万人いじょうが避難を強いられている。
- ・コンゴ民主共和国(アフリカ中央部) : 武装グループ間の対立、民間人への暴力、2024年4月時点で、109万人以上が国外に逃れ、720万人が国内で避難。
- ・ソマリア(アフリカ東端) : 武力衝突と治安の悪化、ソマリアは政治的に不安定の上、紛争や干ばつ・洪水などの災害が起こっており、紛争で67万人、災害により200万人が国内で新たに避難を強いられている。
- ・ハイチ(中南米) : ハイチでは、ギャングの無差別暴力により人権侵害が急増。2024年6月時点で、57万人以上が国内で避難を余儀なくされている。
- ・ベネズエラ(中南米) : 2023年末時点、国外へ逃れた人びどは610万人に達した。
- ・南コーカサス地域(黒海とカスピ海の間にある山岳地帯で、ヨーロッパとアジアの境: アゼルバイジャン・ジョージア・アルメニアの3国) : 武力衝突により14万人の難民がアルメニアに避難。
- ・シリア(中東) : シリア紛争は、2011年民主化を求めるデモをアサド政権が武力弾圧したことが内戦化の始まり、内戦は長期化し、多くの民間人が犠牲になり、国内避難民や難民が大量発生することになった。国内避難民720万人と650万人の難民庇護希望者がいる。

私達は現在、情報が瞬時に世界を駆け巡る情報社会の中に生きている。TVで報道される「ウクライナ・ロシア戦争」「イスラエルとハマスのガザ戦争」に目が行くが、「ニュース」は最新の情報を追うので、古くなると、紛争は続いていても、TV報道はされなくなる。過去報道された紛争地の現状にも、目を向ける必要がある。Webで、「紛争」をキーに探すと、国連機関や国際支援団体のWeb情報で、続いている紛争、新たな紛争等の現状を知ることができる。紛争は難民を生む、今日・明日の食べ物に困る難民や避難民が増えていることは、住みにくい国や地域が増えていることを意味する。また、気候変動による災害も難民や避難民を増やしている。世界銀行は、2021年9月13日に発表した報告書『大きなうねり』の中で、「気候変動が原因で、2050年までに世界の6地区で2億1600万人が国内移住を余儀なくされる懸念がある。」としている。サブサハラ・アフリカ 86百万人、東アジア・太平洋 49百万人、南アジア 40百万人、北アフリカ 19百万人、ラテンアメリカ 17百万人、東ヨーロッパ・中央アジア 5百万人、気候変動は、人々の暮らしや住みやすさを脅かしている。これらのことが、「飢餓ゼロの目標は危機に瀕している」、という評価報告の背景にある。

以上